

令和2年10月21日

自動販売機（清涼飲料水）の設置による販売者の募集について（公告）

広島地方裁判所国有財産事務分掌者  
広島地方裁判所長 永谷典雄

広島地方・家庭裁判所呉支部及び呉簡易裁判所合同庁舎等の各一部において、有償（価格競争）による使用許可を受け、自動販売機の設置により清涼飲料水を販売する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

広島地方・家庭裁判所呉支部及び呉簡易裁判所合同庁舎等における使用許可（自動販売機（清涼飲料水）の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

広島地方・家庭裁判所呉支部及び呉簡易裁判所合同庁舎等の一部において自動販売機の設置により清涼飲料水を販売させる前提で自動販売機の設置場所等の使用許可（有償（価格競争））をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人、個人を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

(1) 呉市西中央4-1-46

広島地方・家庭裁判所呉支部及び呉簡易裁判所合同庁舎  
1階 2.42㎡

(2) 尾道市新浜1-12-4

広島地方・家庭裁判所尾道支部及び尾道簡易裁判所合同庁舎  
1階 1.82㎡

(3) 福山市三吉町1-7-1

広島地方・家庭裁判所福山支部及び福山簡易裁判所合同庁舎  
1階 2.12㎡

(4) 三次市三次町1725-1

広島地方・家庭裁判所三次支部及び三次簡易裁判所合同庁舎  
1階 1.82㎡

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動販売機（清涼飲料水）を設置し販売する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

令和2年10月21日（水）から同年11月4日（水）まで（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第1条に規定する裁判所の休日（以下「裁判所の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

広島市中区上八丁堀2-43

広島地方裁判所事務局会計課管理係（内線4424庁舎1階）

電話 082（228）0478

FAX 082（228）8419

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、返信用の封筒（住所及び氏名を記載し、所定の切手を貼付したもの）を令和2年10月30日（金）までにイに送付する。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

令和2年11月18日（水）から同年12月1日（火）まで（裁判所の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)のイの交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参、郵送又は託送（簡易書留等配達記録が残るものに限る。提出期間内必着）するものとし、これ以外の方法による提出は認めない。

エ 提出部数

1部

6 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで、書面にて受け付けるので、提出場所に持参又はファクシミリ送信する（郵送による質問は受け付けない。）。

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、前記企画提案募集要領の交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 令和2年11月10日（火）午後5時まで

ウ 提出場所 5の(1)のイの交付場所と同じ

(2) 回答書は、令和2年11月17日（火）までに適宜の方法（手交、ファクシミリ送信又は電子メール等）により交付する。手交の場合の交付場所は、前記5の(1)のイの交付場所と同じとする。

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人

である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(2) 応募者は、(1)の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は(1)の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消しをされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書及び役員名簿を5の企画提案書の提出に合わせて提出すること。

(3) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記5の(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(4) (1)及び(3)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件を全て満たした内容となっているかを審査し、全て要件を満たしていると認められた応募者のうち、国有財産使用料の提案が、広島地方裁判所が定める国有財産使用料の最低価格の110分の100の制限以上で、最も金額の高い者を相手方として選定するが、国有財産使用料は、提案書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額になるため、応募者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった国有財産使用料の110分の100に相当する金額を提案書に記入すること。

なお、最高価格の提案を行った者が複数存在する場合には、最高価格の提案を行った者でくじ引きを実施し相手方を選定する。おって、いずれの提案金額も広島地方裁判所が定める国有財産使用料の最低価格の110分の100の制限に達しない場合は、国有財産使用料の金額について、企画提案募集要領で定める全ての要件を満たしていると認められた応募者全てから、再提案を受けることとするが、再提案の締め切りについては、該当者に対し、広島地方裁判所から別途連絡する。

(5) 再提案によっても広島地方裁判所が定める国有財産使用料の最低価格の110分の

100の制限に達しない場合、最も高額な提案をした者から順に広島地方裁判所が定める国有財産使用料の最低価格の110分の100の制限以上で国有財産使用料の提示可能であるかの交渉を行う。

- (6) (5)の手続きによっても広島地方裁判所が定める国有財産使用料の最低価格の110分の100の制限に達しない場合は本件公募手続を打ち切る。  
詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

## 8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。